

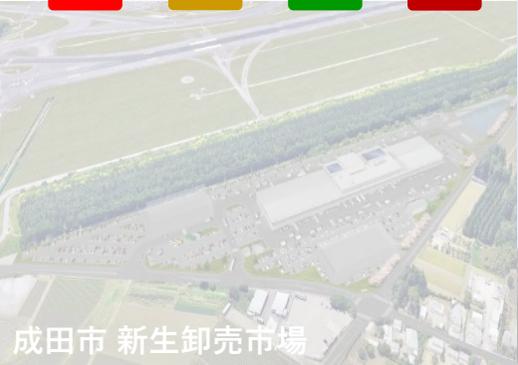


R7.3.24 成田市 提出資料
 地方公共団体からの空港会社への
 職員派遣に係る特例

成田市提案

～地方公共団体と空港会社との間の人事交流に係る特例～

令和7年3月24日 成田市長 小泉 一成



成田市 新生卸売市場

国際医療福祉大学 医学部

国際医療福祉大学成田病院

2. 『新しい成田空港』構想とエアポートシティ



今年7月、『新しい成田空港』構想検討会から『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0が発表され、更なる機能強化の推進のみならず、旅客ターミナルの再構築、航空物流機能の高度化、空港アクセス改善、地域と空港の一体的な発展等に関する将来像が示された。特に、地域と空港の一体的な発展に向けては、エアポートシティの実現に向けた考え方が示されたところ。

画像出典・参考：成田国際空港株式会社『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0



成田空港周辺の将来像について

⇒国(国交省)・県・空港周辺9市町・空港会社が策定した「成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン(R6.9改訂)」」において、地域の将来像として、「空港を核として、都市と田園が調和し、暮らしや産業の拠点として選ばれるエアポートシティ」を掲げている。
また、『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0において、成田空港が目指すべき地域共生・まちづくりの姿として「空港周辺地域に航空と親和性の高い企業の立地や産業集積などが実現できれば(中略)地域活性化と人口増加につなげていくことができる」とされている。

令和6年9月13日国家戦略
特区ワーキンググループ
千葉県提出資料引用

「地域と空港が一体となった発展を」

成田国際空港の機能強化は、経済発展が著しいアジア諸国の成長を取り込むことで、日本経済の成長を図る重要な国家プロジェクト。旅客数や空港内従業員数等の増加と同時に「観光客の増加」「地元企業の成長」「雇用創出」「企業進出」「地元農水産品の輸出拡大」等が図られ、地域と空港が一体となった発展を遂げる効果が期待されている。

更なる機能強化の効果を最大化するため、空港会社等との相互理解や連携を深めることが重要

相互理解や連携を深めるための手段の一つ：市と空港会社等との間の人事交流

課題

地方公共団体には国のような民間企業との人事交流の仕組みが構築されていない

国家公務員



公務員+従業員の身分を併有し、民間業務に従事

派遣 → 復職

(業務)	国	民間企業	国
(身分)	国家公務員	従業員 国家公務員	国家公務員

<官民交流法※1>

国家公務員の身分を保有したまま、国から民間企業への派遣が可能

※1 国と民間企業との間の人事交流に関する法律

地方公務員



公務員の身分を併有できるのは、公益的法人のみ

派遣 → 復職

(業務)	成田市	公益的法人	成田市
(身分)	地方公務員	法人社員 地方公務員	地方公務員

<派遣法※2>

地方公共団体の人的支援が必要と認められる公益的法人への派遣が可能

※2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

国は 官 ⇒ 民 地方は ✗



民間⇒地方公共団体

雇用保険法等の特例

現状

R5.3月に全国措置

特例

任期付職員として採用する場合

- ・12カ月※を超えて地方公共団体の職員として職務に従事したときは、雇用保険の基本手当等の受給資格を喪失
- ・1年を超えて従事したときは、人事交流前までの雇用保険被保険者期間を給付に係る算定基礎期間に算入できなくなる

※賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1カ月として計算

- ・地方公共団体への人事交流期間は、雇用保険の被保険者であったものとみなし、雇用保険法に定める被保険者期間に算入
- ・人事交流前までの雇用保険被保険者期間の算入を認める（ただし、人事交流期間を給付に係る算定基礎期間から除外）

地方公共団体⇒民間

派遣法に係る政令※の特例

未実現(今回の議論)

現状

特例

- ・政府出資100%の株式会社の一部については、派遣法に基づく派遣が認められているが、成田国際空港株式会社には派遣が認められていない。

- ・政府出資100%の成田国際空港株式会社について、派遣法に基づく派遣を認める。

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一・二 略

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 略

人事交流により相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化を推進！
 地方公共団体と民間等の身分を併せ持つ職員がコーディネーター機能を発揮することで、相互の連携を促進し、地域と空港による一体となった発展に寄与！